

島根県民間社会福祉事業従事者互助会

平成 27 年度 事業計画

1. 運営委員会

年 2 回開催し、事業計画・予算・決算その他必要事項について審議決定する。

2. 事業

(1) 会員の退会給付に関する事業

規程により退会者に退会給付金を交付する。

(2) 会員の慶弔、傷病、災害、勤続及び退会に対する給付に関する事業

規程により給付事項に該当する会員へ給付金を交付する。

(3) 健康管理援助事業

対 象 者：平成 27 年度で満 35 歳以上（協会けんぽ生活習慣病予防健診の対象者）
の会員の方

対象者数：4,751 名（日帰り人間ドック 559 名、生活習慣病予防健診 4,192 名）

※H27/3/11 現在

①日帰り人間ドック受診料補助事業

補 助 額：30,000 円

対象者数：550 名

		H27 年度 対象者数 ※H27/1/6 現在	募集人数	希望者数	決定者数
A	35 歳以上で 3 年以上会員である方で、互助会での補助経験がない方	1,665 名 (58.3%)	321 名	550 名	327 名
B	過去に本会での補助経験がある方で、直近 3 年間補助経験がない方	1,189 名 (41.7%)	229 名	730 名	232 名
合 計		2,854 名 (100.0%)	550 名	1,280 名	559 名

②健康診断受診料補助事業

補 助 額：7,038 円 ※例年、協会けんぽ生活習慣病予防健診の本人負担額の最高額を設定

対象者数：4,192 名

(4) 医薬品斡旋事業

医薬品等を会員へ年 2 回斡旋する。

(5) その他

平成 24 年 9 月分をもって新規貸付休止中の生活資金貸付事業については、平成 27 年 9 月償還分をもって、すべての償還が終了する。

3. 事業内容の周知

事業内容及び事務取扱等の周知徹底を図るため、全加入施設・団体にチラシ等を配布するとともに、ホームページにおいても周知する。

4. 未加入施設へ加入促進

未加入団体・施設に対して、直接訪問または広報等で随時加入促進を図る。

5. ソウェルクラブ島根の運営

(1) 福利厚生企画・情報会議の開催

県内の会員の中から選出した企画員 6 名によって会議を開催し、会員のニーズに即した魅力ある事業の推進を図る。(年間 2 回程度)

(2) 会員交流事業の実施

島根県内の会員及びその家族のための旅行やイベント等の会員交流事業を実施する。

(3) 全国会議等への参加

(4) 個別訪問等加入勧奨の実施

県内社会福祉法人を対象とした加入勧奨を実施し、会員の増加を図る。

【参考】

	H25 年 9 月末現在			H26 年 9 月末現在		
	会員数	加入 法人数	法人 加入率	会員数	加入 法人数	法人 加入率
全 国	232,452 人	4,489 法人	23.1%	241,644 人	4,488 法人	22.9%
島根県	707 人	17 法人	6.6%	724 人	17 法人	6.6%

6. 全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会（全福共）への加入

引き続き、全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会（全福共）へ加入し、会議等へ出席するほか、団体運営にあたって必要な指導を受ける。

7. 資産運用の外部委託

本会における掛金の集金及び資産の自己運用が金融商品取引法の規制対象となることから、平成 25 年度から信託契約を行っている信託銀行へ引き続き外部委託を行うことにより、健全で安定した資産管理を図る。

8. 運営委員会小委員会の開催

事業内容の見直しについて検討するため、運営委員の中から施設・団体の代表者数名、従事者数名、常務理事で構成する小委員会を年 2 回程度開催する。